

質保証システムの見直しについて（素案）

令和 4 年 1 月 7 日
質保証システム部会
作業 チーム

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（以下、「部会」という。）では、第 10 期より大学教育等の質保証システムの見直しについて議論を重ねてきた。今般、部会の下に作業チームを設置して、専門的・技術的な事項について調査審議を行い、質保証システムの見直しの素案を作成することになった。作業チームでは、これまでの部会の議論も踏まえ、集中的に議論を行い、以下のとおり作業チームとしての見直しの素案を整理したので、本部会に中間的に報告するものである。

はじめに

（現行の質保証システムに至る経緯）

質保証システムの具体的な見直しについて検討するに当たってこれまでの経緯について制度面の確認をすると、平成 15 年までは、大学設置基準等の関係法令等に基づく設置認可審査による事前規制型であった。これは我が国の高等教育の整備に際して、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきたと評することができる。その後、国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する政府全体の規制改革の流れも踏まえつつ、平成 15 年より、認可事項の縮減や届出制の導入をはじめとする設置認可制度の弾力化がなされ、合わせて第三者評価である認証評価制度が導入された。その結果、現在の我が国の質保証制度は、大学として最低限の水準を満たしていることを保証する事前規制型の長所と、大学の多様性に配慮しつつ、恒常的に大学の質を保証する事後チェック型の長所を併せ持つように設計されている。

（質保証システムの現状と課題）

我が国の質保証システムの現状を、データを踏まえてみていくと^{1・2・3}、現行のシステムについては事前規制を弾力化することで高等教育機関全体の刷新代謝を促しつつ、質の低下が懸念される場合には大学等の自主的・自律的な改善を促すことによって質を保証する仕組みとして、一定程度機能していると評することができるだろう。

一方で、大学設置基準についてより客観性のある分かりやすい基準とすべきという指摘や、設置認可審査についても客観性のある分かりやすい基準をもとに審査を行うとともに、設置認可審査や設置計画履行状況等調査（AC）における指摘事項の根拠をより分かりやすく示し、透明性を向上させる必要があるという意見、認証評価について評価結果が不適合となった場合の対応を厳格化するべきといった指摘もある。

また、学修者本位の観点からも、授業外学習が十分ではないという指摘⁴や、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要があるとの指摘、学修者や教育者が学修成果や教育成果を明確に把握できるように可視化することで透明性を向上させる必要があるとの指摘がある⁵。

近年は、グローバル化や少子高齢化、デジタル技術の高度化が進み、オンライン環境を活用した教育研究の急速な拡大やMOOCの進展などに見られるように大学を取り巻く環境も急速に変化してきた。さらに、令和2年度以降の

-
- ¹ 平成15年の大学設置認可制度の弾力化以降、大学・短期大学を合わせた数は減少（平成15年度 1,217校→令和2年度 1,118校）しており、その大きな要因は短期大学の減少となっている（平成15年度 525校→令和2年度 323校）。4年制大学について、全体として増加している傾向（国立大：平成15年度 100校→令和2年度 86校 私立大学：平成15年度 526校→令和2年度 615校 公立大学：平成15年度 76校→令和2年度 94校）にある。また、届出制の導入後、大学・短期大学の設置総件数は増加（平成15年 277件→平成16年 473件 平成19年 353件→令和3年 143件）したが、平成19(2007)年度以降は減少傾向にある。設置計画履行状況等調査（AC）については、毎年の調査において百件を超える意見を付しているが、定員の充足状況や教員組織の年齢構成に関するものを除き、設置認可時の意見についてはほぼ完成年度までに対応されてきており、これまで全ての大学等が同調査の対応を終えてきている（令和2年度に意見が付されたのは100校で139件）。
 - ² 認証評価については、制度導入当初から存在する大学が、7年に一度の評価の3回目を受審する第3サイクルから内部質保証が重視されるとともに、令和2年度からは大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことが義務化され「保留」の評価はなされない形に改められた。合わせて不適合となった大学については文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めることとされ、万一法令違反などが見つかった場合には、学校教育法等に基づき段階的な対応を取ることとなっている。不適合となった大学は毎年数校程度であり、これまで累計で32大学が不適合(32大学のうち3大学は廃止。15大学は不適合後に受審した評価において適合。残りの14大学については直近の評価結果が不適合であり、次回受審の際に適合認定を得ることが期待されている)となっている。これら32大学のうち平成15年の認証評価制度化以降に設置され、大学新設後1回目の認証評価で不適合になったものは5校となっている。
 - ³ 私立大学の定員充足状況は定員管理の厳格化や文部科学省による学校法人に対する経営指導の充実化によって大幅に改善している（入学定員充足率80%以上の大学の割合 平成19年度 77.5%→令和3年度 85.8%）
 - ⁴ 令和元年度「全国学生調査（試行調査）」では1週間の学生生活時間のうち、授業に関する予習・復習に充てられる時間が5時間以下の者が6割を超えており、この傾向は特に人文社会科学系の学生で顕著となっている
 - ⁵ 「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」によると、全学的な教育目標とカリキュラムの整合性を検証する委員会を設置している割合が約45%、シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載している大学の割合が約58%にそれぞれとどまっている。学部段階において、学生の学修成果の把握を行っている大学は全体の約54%となっているとともに、学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用している大学も約52%にとどまっている。

新型コロナウイルスの感染拡大は、キャンパスを中心とする学生生活の制限や遠隔授業の急速な普及など、大学の日常を大きく変えることとなった。社会全体が大きく変動する中、学修者本位の観点から大学が創意工夫に基づく先導性・先進性のある教育研究活動を行っていく上で、質保証システムとして最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも柔軟性のある仕組みにしていく必要があるのではないかという指摘⁶もなされている。

このような現状と課題意識を踏まえ、大学設置基準をはじめとする質保証システムについて、時代の変化に対応しつつ将来を見据えた改正を行うべく見直しの議論を進めてきた。

⁶ 教育再生実行会議第12次提言（令和3年6月）や規制改革推進会議答申（令和3年6月）、（一社）日本経済団体連合会と国公立大学のトップから成る「採用と大学の未来に関する産学協議会」（令和3年4月）や、（一社）私立大学連盟等（令和3年7月）からもニューノーマルにおける大学教育の在り方について提言が行われている。

1. 質保証システムで保証すべき「質」について

(質保証の前提となる「大学の在り方」)

大学教育においてどのような質を保証すべきか議論を行うに当たっては、その前提となる「大学の在り方」について意識する必要がある。

平成 30 年の中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」(以下「グランドデザイン答申」という。)では、「保証すべき高等教育の質」として「何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか」、「学んでいる学生は成長しているのか」、「学修の成果が出ているのか」、「大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるか」といったことが重要な要素として列記されている。これらについては、各高等教育機関は自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められるとともに、設置認可の段階や認証評価の段階においても、確認されるべき質の根本的な要素である。換言するに、「学修者を中心に据えた教育の在り方」と「多様な大学の在り方」を具体化し、対外的に示していくことの重要性が指摘されたものと言えよう。

併せて、従来の常識や方法がそのままでは通用しない予測困難な時代にあつては、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことが必要であり、高等教育はそのための「知の共通基盤」として「多様な学生が学ぶキャンパス」の実現が求められる。そのためには魅力的な高等教育を提供するとともに、我が国の高等教育の質が保証されていることが国内のみならず海外でも認知されることが重要であると言及されてきた。

これらに加えて、今般の新型コロナウイルス感染拡大に際しては、学生の学びを止めないために各大学の創意工夫の下、オンライン教育をはじめ、従来の枠組みに捉われない様々な取組が進められた。その結果、オンラインと対面による授業それぞれの強みと弱み等、新たな知見や気づきが浮かび上がってきており、今後の大学の在り方を検討する際には、従来の空間に依存した在り方ではなく、時間的・空間的な制約を超え、学内外の様々な資源を活用してどのように学修の効果を最大化させていくのか、という観点からも検討が必要となることが明らかとなった。同様に、今般のコロナ禍が、困難な状況下においても学生の学びを保証する観点から、大学としての活動をどのように継続していくかという「大学のレジリエンス」という点でも大きな教訓をもたらしたことも踏まえる必要がある。

本部会において質保証システムの在り方を検討する際には、こうした「グランドデザイン答申」において指摘されていた大学の在り方と、今般のコロナ禍を受けて表出した新たな大学の在り方をめぐる諸課題を踏まえつつ、議

論を重ねてきた。

(保証すべき「質」とは何か)

高等教育の質保証システムにおいて保証すべき「質」とは何か、それは、大学が「教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」(学校教育法第 83 条第 2 項) ことを目的としていることから考えると、「教育研究の質」であり、如何に社会の発展に寄与するためにその成果を提供することができるかということになる⁷。

それでは「教育研究の質」とは何か。「教育の質」については過去の中央教育審議会大学分科会の議論⁸では「学生の学びの質と水準」であるとされている。「学生の学びの質と水準」を如何に確認するのかという観点からすると、それは、学生が学びたいことを学ぶことができる条件・環境が整っているか、そして実際に学生が何を学び、如何に成長できたのかという意味で各大学において確認されるものであり、学修者本位⁹の質保証を考える上で重要な前提となる。これは学修者の立場からしてみれば、「学修の質」と表現することも可能であり、「教育の質」を論じる際には同時に「学修の質」も取り扱うこととなることを意識する必要がある。

国の質保証システムにおいては、「教育の質」を保証する上で確認・評価することが適切かつ現実的なものとして、大学が自らの教育理念・目標を踏まえ、策定・公表する 3 つのポリシーにおける学修目標の達成に学生を導くべく大学が必要な教育環境・教育体制を整えているか、実際の学修成果の状況や学生の声、ステークホルダーからの要請等を踏まえて大学が自ら点検・評価し、課題を抽出し、自律的に教育課程や指導方法を改善していく仕組み(内部質保証)を整えているか、実際にその仕組みが機能しているのか等が評価等の項目として実際に取り扱われているところである。

一方で「研究の質」については、これまであまり論じられてこなかった。だが、高度で専門的かつ実践的な学びを提供していくためには、大学は常に独自性と先進性に満ち、新たな知を生み出す活動である研究を展開し続ける必要

⁷ 「大学の質保証に係る新たなシステムの構築について(答申)」(平成 14(2002)年 8 月中央教育審議会答申)においても「大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築すること」が求められている。

⁸ 「中長期的な大学教育の在り方に関する第 1 次報告—大学教育の構造転換に向けて」(平成 21 年 6 月 大学分科会)や「中長期的な大学教育の在り方に関する第 4 次報告」(平成 22 年(2010) 6 月 大学分科会)

⁹ 「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(平成 30(2018)年 11 月)においても「保証すべき高等教育の質とは何か、…(略)…一概に言うことはできないが、何を学び、身に付けることができるのが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかといったことは、重要な要素となる」と指摘されている

がある。教育と研究を両輪とする大学の在り方¹⁰を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備等が行われていることについて、質保証システムとして一定程度確認していくことも検討すべきではないかと思われる。

(教育の質・学修の質を保証する上で必要なこと)

「教育の質」、「学修の質」を保証するためには、学修目標の達成に至るプロセスを担保することが重要であるということは先述のとおりであるが、そして、そのスタート地点は、大学設置基準等の法令に適合していることである。日本の質保証システムは、基本的には、大学設置基準等の関係法令を大学としての実体を伴うためのミニマム・リクワイアメントかつ、質保証の前提条件となるものとした上で、事前規制である設置認可審査において設置基準や関係法令に適合しているか、十分な学生確保の見通しがあるか等について審査し、文部科学大臣が認可をする仕組みとなっている。

では、これまでの設置認可審査において確認されている観点はどのようなものか。それは大別すると「設置計画についての審査」と「教員審査」の2つの観点で審査が行われている。「設置計画についての審査」では、①設置の趣旨・目的が学校教育法上の大学の目的に適合しているか、②必要な教育課程が体系的に編成されているか、③必要な教育研究組織並びに必要な教員が置かれているか、④その他、名称が大学等として適当であるか、必要な施設設備等を有しているか等について確認をしていくことになる。また「教員審査」としては、当該計画上の教員について、研究等の業績を有するとともに教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者であるか否かが確認されることになる。

また、設置認可審査における確認のみでは、教育の質は保たれていることとはならず、情報公表や認証評価といった諸制度が、認可を受けて活動している大学の質保証を行う機能を担っている。設置認可の際に最低限遵守すべき事項に加え、実際に大学が教育研究活動を行っていく中で、大学が自主的に点検評価を続け、自ら設定している使命や目的を達成しているか、また、学修者や社会が期待する学修成果が認められるかを自ら示すことができ、はじめて教育の質が保証されていると言える。そのような活動が全ての大学で行われていくことで、ひいては我が国の高等教育の質が全体として保証されていくことに繋がる。

こうした方向性を目指す上で必要となるのが、平成 29 年度から一体的な策

¹⁰ 令和3年2月9日 中央教育審議会大学分科会審議まとめ

定・公表が義務付けられた3つのポリシーであり、また、大学の内部質保証の取組である。3つのポリシーは、大学における教育の質を保証していく上で核となるものである。各大学が教育研究の特性を踏まえ、一貫性・整合性あるものとして定めるとともに、三者の関係を分かりやすく示し、大学内外に積極的に発信すること、様々なステークホルダーが十分に理解できるような内容として表現することが求められる。とりわけ、大学の構成員である教員、職員、学生にしっかりと理解されていることが重要である。

また、教学マネジメントが適切に行われており、学生が入学時から実際に3つのポリシーに沿ったカリキュラムで学ぶことができるように設定されていることが必要である。その際、学内に3つのポリシーに基づいた教育が行われていることを確認するための自己点検・評価の仕組みが学位プログラム単位で整備されており、学生や社会の声を反映しつつ不断の見直しが行われていることも重要である。

2. 見直しの方向性

(見直しに関する方針)

本部会は、平成30年の「グランドデザイン答申」に基づき、質保証システムについて専門的に審議を行う目的で設置された。「グランドデザイン答申」で議論された事柄を足場としつつ、「学修者本位の教育の実現」をはじめとする考え方を質保証システムへと反映させることがミッションであり、設置基準、設置認可審査、設置計画履行状況等調査（AC）、認証評価、情報公表といった仕組みのそれぞれと全体において、「グランドデザイン答申」の方向性に沿っているかを検証し、必要な場合には見直しを行うことを使命としている。

また、質保証システムは単に大学を評価するものではなく、大学の自主性・自律性に基づく自己改善を促進するためのものであり、大学は、そうした一連の営みを通して社会から理解と支持を得られること、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進めることで教育研究等の更なる充実が可能となる。

こうした観点から、本部会における審議は、「学修者本位の大学教育の実現」及び「社会に開かれた質保証の実現」を、2つの見直しの方針として、議論を行ってきた。

(具体的に制度を見直すための視座)

これら2つの方針の下で質保証システムを構成する個別の制度の見直しを具体的に検討していくに当たり見直しのための視座として、次の4つを設定した。

第一に「客観性の確保」である。「学修者本位の大学教育」と「社会に開かれた質保証」を実現するためには、学修者にとっても社会にとっても、質保証の仕組みやそれぞれの大学教育の状況が、分かりやすくかつ予見可能性があることが必要である。また質保証システムの中で、各大学の創意工夫に基づく取組が実行可能であるためには、その許容される範囲や制限される事項等の仕組み自体が客観的なものであることが必要である。すなわち、学生や保護者、社会一般の関係する誰もが理解可能な、客観性のある質保証システムであることが求められる。例えば、大学設置基準を今の時代に合ったより客観性のある分かりやすい基準とし、その基準に基づき、設置認可審査について内規や運用に基づく審査からの転換を図る必要がある。

第二に「透明性の向上」である。学修者等が適切な情報を得ることができ、

また、社会に対して大学が教育研究の状況について説明責任を果たしていくためには、大学内部の必要な情報が適切に外部にも公開され、学修者や社会が当該情報にアクセス可能になっていることが必要である。また大学の取組の公正性を担保するためにも、各種の必要な情報が公表されているなど、透明性の向上が求められる。例えば、不適合や指摘事項の根拠の明示等により、認証評価や設置認可審査の透明性を向上させることや、情報公表の徹底・一覧化によって透明性を向上させる必要がある。

第三に「先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）」である。社会との人材の往還により大学教育を充実させ、より学修者本位の大学教育を実現していくためには、大学は社会変革を促すための知と人材の集積拠点として、先進的・先導的な取組を常に行い続けることが期待されている。これらの取組の実行可能性を保証し推進するために、質保証システムは、常に変化し続ける社会に対応するための柔軟性を確保する必要がある。例えば、時代の変遷に対応した教育研究組織を容易に編成可能とするよう、設置基準の見直しや設置認可審査における審査体制を柔軟化する必要がある。

第四に「厳格性の担保」である。学修者の学びを保証するとともに質保証システムの実効性を確保するという観点から、大学等が果たすべき義務や、求められた基準を満たさなかった場合の取り扱い等に関する厳格性が担保されていることも求められる。例えば、情報公表・認証評価の評価結果に基づく対応の厳格化が必要であろう。

なお、質保証システム全体を考える上で、最低限の質を保証するという意味での厳格性の要請と、大学における先進的・先導的な取組を可能とする柔軟性の向上は、時にトレードオフの関係となることにも留意が必要である。

また、質保証システムは事前規制から事後チェックまでを含む複合的なシステムであることから、全体のバランスについて留意しつつ、一部のシステムに過重な負担がかかることがないように留意が必要である。

この際、大学における教育研究の質保証は、国や大学関係者の取組のみで完結するものではなく、社会とりわけ地域社会や産業界、高等教育をめぐる国際的な動向等との関わり合いの中でも規定されていくものであることを踏まえ、質保証それぞれの仕組みに加え、社会との相互作用の中で営まれるエコシステムとして質保証システムを捉えていく視点も重要となる。

これらの点に留意しつつ、将来を見据えながら効果的かつ効率的な質保証システムの見直しを行っていくことが重要である。

2つの見直しの方針

①学修者本位の大学教育の実現 ←「グランドデザイン答申」

②社会に開かれた質保証の実現 ←第10期における部会の議論

4つの見直しの視座

- ①客観性の確保
- ②透明性の向上
- ③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）
- ④厳格性の担保

3. 各質保証システムの見直し

(1) 大学設置基準・設置認可審査

(大学設置基準の性質)

大学設置基準は、大学としての必要最低限の量的・質的構成要素を具備しているかを確認するための基準として定められている（大学設置基準第1条第2項）。大学設置基準を満たしたからといって大学として望ましい水準に達しているとは必ずしも言えず、自己点検・評価をはじめとする内部質保証や情報公表、認証評価等の事後チェックも含めた質保証システム全体を通じて大学自らが不断に質的改善を図っていく必要がある。

また、現行の我が国の質保証システムについては、大学として最低限の教育環境等の水準を満たしていることを保証する事前規制型の長所と、設置後の大学の教育活動等の多様性に配慮しつつ恒常的に大学の質を保証する事後チェック型の長所を併せ持つように設計されている。その上で、大学設置基準及び大学設置認可審査については、大学等の設置そのものを認めてよいかどうかという認可の際の通過段階であり、まさに最低限の質保証を図るものとして重要な役割を果たしている。

大学設置基準の規定の見直しに当たっては、各規定が最低限の質保証を担保する上で果たしている役割や与える影響、また、高等教育の質保証システム全体のバランスも考慮しながら検討を進める必要がある。

(大学設置基準・設置認可審査の見直しの背景)

一方で、「はじめに」で指摘したように、大学を取り巻く環境も急速に変化するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、キャンパスを中心とする大学の日常は大きく変化した。

社会全体が大きく変動する中、学修者本位の観点から大学が創意工夫に基づく多様で先導性・先進性のある教育研究活動を行っていく際に、現行の質保証システムが何らかの制約になっている面があるのではないかと、新たな取組を生み出していく上で、質保証システム全体として最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも、時代に応じて柔軟性のある仕組みにしていく必要があるのではないかと、という指摘がある。

また、昨今、大学教育における質保証を図るための大学運営の在り方を示すものとして大学分科会が取りまとめた「教学マネジメント指針」等においても学位を与える課程である「学位プログラム」の重要性が指摘されている。「学

位プログラム」は、かつては学生・教員が同じ組織に属し、教育研究活動を一
体として行う学部・学科等と一対一対応する形で実施されていたが、学部以外
の教育研究上の基本となる組織を置くことができる今日では、教員組織と教
育組織の「教教分離」を導入し、プログラム単位で担当する教員や事務職員を
確保し教育体制を整備するなど、必ずしも教員が所属する組織と一対一対応
しない「学位プログラム」を実施する大学も存在している。

現在の設置認可制度は、新たに授与する学位分野と教育課程等との関連性
や、その教育課程を実施するために必要な教育資源が整っているかを確認し
ている。すなわち、教育課程はどのような授業科目で構成されているか、それ
らの授業科目は適切な能力を持った教員が担当しているか等を確認した上で、
分野限定で学位授与権を付与する仕組みとなっており、教員の所属組織と一
対一対応しないケースも含め、既に「学位プログラム」毎の質保証が行われる
形となっている。しかしながら、大学など外部から見た際に、大学教育の質保
証の単位が学位プログラムであること、各大学における内部質保証は学位プ
ログラムを基礎として行われるべきことを更にわかりやすく明確にすべきで
ないかという指摘がある¹¹。このように教育課程の在り方、考え方が柔軟化す
ると同時に、教員の在り方、図書・資料等の確保の仕方、授業運営の方法、
授業実施に伴い確保すべき施設設備・教育環境等についても近年の状況の変
化や新たな制度の創設等に対応し、規定を見直す必要が指摘されている。

これらの指摘も踏まえ、大学設置基準については、①時代の変化に対応しつ
つ将来を見据えた設置基準全体の見直しを行うとともに、②共通となる最低
基準性を担保しつつ大学教育の多様性・先導性を向上させていくような見直
しが求められている。

(大学設置基準・設置認可審査の見直しの方向性)

これを踏まえ大学設置基準等については以下の観点で見直しを行ってほ
うか。

大学設置基準・設置認可審査の見直しの方向性

【学修者本位の大学教育の実現】

○大学教育の質保証の単位である学位プログラムは3つのポリシーに基

¹¹ 我が国においては、大学等における様々な学習機会の提供の促進を図る観点から、大学等の教育・研究資源を活か
し一定の教育計画の下に編成された総時間数 60 時間以上の体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラムに
対して履修証明書 (certificate) を交付する仕組みも存在する。また、諸外国では 1 単位に満たないものも含む小さな
学習モジュールに対して履修証明を与えるマイクロクレデンシャルの取組や、学修履歴証明をデジタル化して国際的
な学生の流動化を促進するような動きが盛んになっており、こうした国際的な動向も踏まえた質保証の在り方につ
いても留意が必要である。

づいて編成されるものであり、各大学における内部質保証は学位プログラムを基礎として行われるべきことを理念上明確にする。

- 内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを理念上明確にする。

【客観性の確保】

- 「学位プログラム」は組織的に、教員・事務職員等が連携して実施していくことが重要であり、現在は設置基準の様々な箇所分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理する。
- クロスアポイントメント等多様な働き方が広がっていることも踏まえると「一の大学に限り専任教員となる」という現行の「専任教員」の在り方についてその定義等を見直す。【具体的な定義については作業チームで引き続き検討】
- 電子的な学術情報の重要性が増していることに鑑み、「図書」や「雑誌」等の表現については「教育研究に必要な資源」とするなど電子化やIT化を踏まえた規定に再整理する。
- 「空地」については、教員と学生、学生同士の交流の場として再整理する。
- 教員だけではなく、TA（ティーチング・アシスタント）やSA（チューデント・アシスタント）などの教育補助者も授業に参画できるよう、大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定する。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- クロスアポイントメント等多様な働き方が広がっていることも踏まえると「一の大学に限り専任教員となる」という現行の「専任教員」の在り方についてその定義等を見直す。【具体的な定義については作業チームで引き続き検討】（再掲）
- 柔軟な教育課程編成を可能とするため、国際通用性の観点等を踏まえつつ、「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化など単位制度の柔軟な運用を可能とするよう見直しを行う。
- 大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につながるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を新設する。【具体的な制度（要件、特例の対象等）については作業チームで引き続き検討】

【大学設置基準の特例制度のイメージ（P）】

- ・対象：設置計画履行状況等調査（AC）を経た後、認証評価を審査して「適合」認定を受けている大学から申請を受けることとしてはどうか。
- ・要件：機関として内部質保証の体制が十分に機能していること、「教学マネジメント指針」に掲げられた情報公表事項を積極的に公表していること、申請計画の特例の対象となる学位プログラムに先導性があり、一定の質担保の方策が講じられていること等を要件として、有識者会議等において確認することとしてはどうか。
- ・内容：学部学科等の教育研究の充実を図り、今後の大学設置基準の改善につなげるため、大学設置基準に拠らない取組を認めるとともに、当該取組の効果検証を行い各種データの公表・報告を求めることとしてはどうか。
- ・特例事項：例えば、遠隔授業による修得単位上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等が考えられるのではないか。
- ・その他：大学の規模や設置形態に拠らず真に意欲ある優れた取組を行おうとする大学を対象とするためにはどのような工夫が考えられるか。特例を認める期間、問題が生じた際の特例の取り消し等についてどう考えるか。

○校舎等施設については、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直す。**【具体的な見直し内容については作業チームで引き続き検討】**

○運動場、体育館等のスポーツ施設やその他の厚生補導施設については、各大学の実情や必要性に応じて整備が行えるような規定に改める。**【具体的な見直し内容については作業チームで引き続き検討】**

（※）施設の共有等についても教育研究上支障のない範囲で認めることを明確化。

(2) 認証評価制度

(認証評価の性質)

認証評価については、大学が自らの教育研究等の状況について自己点検・評価を行うとともに、定期的に文部科学大臣の認証を受けた第三者機関による評価を受けることで、評価結果を踏まえて自ら改善を図ることを促す仕組みとして平成16年度より制度化された。

認証評価機関は、文部科学大臣が定める細目を参照しつつそれぞれが大学評価基準を策定し、大学からの求めに応じて各認証評価機関の基準に適合しているか否かを評価する。制度創設当時の参議院における附帯決議においても「認証評価制度の導入に当たっては、大学の個性・理念を損なうことのないよう、公正、妥当かつ透明性ある評価を確保するとともに、全ての大学が適正に評価を受けることができるよう、認証評価機関の整備充実に配慮すること。また、評価機関を認証する際の基準を明確にし、多様な評価基準・評価手法を持つ複数の評価機関が活動できるように努めるとともに、評価が与える社会的影響を認識しつつ、評価の在り方についても必要に応じ見直しを行うこと」とされており、その趣旨に基づく運営がなされてきている。

大学全体を対象とする機関別の評価については7年以内ごとに、専門職大学・専門職大学院の課程を対象とする分野別評価については5年以内ごとに大学に受審義務があり、機関別評価については現在、7年に一度の評価の3回目となる第3サイクルの評価が実施されている。第3サイクルからは「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証）」を重点的に評価するとともに、「不適合」となった場合には文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めることとされるなど制度の充実が図られてきており、認証評価制度は、国際通用性のある質保証の枠組みとして、質保証システムにおける事後チェックの中核という役割を担っている。

(認証評価の見直しの背景)

しかしながら、認証評価については、内部質保証が真に有効に機能しているか否か、また、大学の教育研究活動の状況（学修の質や水準、研究環境整備等）が十分に評価できていないのではないかと指摘がある。また、認証評価機関によって評価結果や評価水準の違いが存在するのではないかと、評価結果について社会が利用しやすい形で公表されていないのではないかと、機関別と分野別のサイクルが異なるなど評価に伴う大学の負担が増加しているのではないかと、大学が評価結果に基づき質向上に取り組むことを促す手立てが必要では

ないか、「不適合」となった大学に対しては評価をより綿密にすることが必要ではないか、といった指摘もなされているところである。

(認証評価制度の見直しの方向性)

これを踏まえ、認証評価制度については以下の観点で見直しを行ってはどうか。

認証評価制度の見直しの方向性

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価の体制が整っているかだけでなく、自己点検評価結果により、どう改善されたかを評価し公表する形へと充実する。
- 認証評価の受審が大学にとって過大な負担でしかないと思われないよう、例えば、大学設置基準の特例を認める際に認証評価で「適合」の評価を受けていることを要件とするなど、認証評価を受けることの意義を高める。
- 学修成果の把握や評価に関することや研究成果を継続的に生み出すための環境整備や支援の状況に関することについても大学評価基準に追加する。

【客観性の確保】

- 認証評価機関や評価を受ける大学の多様性に配慮しつつ、認証評価機関の質保証の更なる充実を資する取組を推進する(例 認証評価機関連絡協議会の機能強化や認証評価機関に関する審査委員会の更なる活用等)。

【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果を社会が利用しやすい形で一覧性を持って公表することを検討する。その際、設置計画履行状況等調査(AC)における指摘事項等も併せて公表することを検討する。**【具体的な公表方法等については作業チームで引き続き検討】**

【先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)】

- 認証評価で内部質保証の体制・取組が特に優れていることが認定された大学に対しては、次回の評価においてその内部質保証が維持・向上されていることを確認しつつ、評価項目や評価手法を簡素化するなど弾力的

な措置を可能とする。

- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学に対して、法令適合性等に関する評価項目や評価手法を簡素化するなどの措置を可能とする。
- 分野別評価と機関別評価のサイクルが異なること等に伴う大学の受審負担を軽減する仕組みや分野別評価の合理化の在り方を検討する。

【上記措置の具体化について作業チームで引き続き検討】

【厳格性の担保】

- 不適合の大学については受審期間を短縮化（例：3年）する。

(3) 情報公表

(情報公表制度の性質)

大学において教育研究活動等の状況を公表していくことは、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、社会に対して説明責任を果たしていく上で重要であるとともに、積極的な情報公表を基盤とする社会とのコミュニケーションを通じて各大学の教育研究活動の質を維持・向上させていく上でも重要な取組である。また、そうした営みを通じて社会からの信頼と支援を得ることで、更なる教育研究の質の向上につながるという好循環を生み出すことも期待され、情報公表の徹底は「社会に開かれた質保証」の実現のための極めて重要なものである。

大学における情報公表制度は平成 11 年に当時の大学設置基準に、大学が「教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する」旨の規定が設けられたのが始まりである。その後、平成 19 年に学校教育法において教育研究活動の状況を公表することが義務付けられ、平成 23 年以降、学校教育法施行規則において具体的に各大学が公表すべき教育研究活動等の状況についての情報が規定され、認証評価においても情報公表の取組状況を評価することとされた。さらには、「教学マネジメント指針」(令和 2 年 1 月中央教育審議会大学分科会)においても、大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として意義があると考えられる情報について、公表の意義、公表することが考えられる内容、情報収集等の方法の考え方が整理された。こうした関連規定の整備等に基づき、各大学で情報公表の取組が進展しつつある。

また、国内外への情報発信、教育情報の活用による大学活動状況の把握・分析及び各大学の情報提供の負担軽減を目的として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的平台として平成 27 年 3 月より「大学ポートレート」が運用されている。大学ポートレートについては令和 3 年 8 月現在 1,056 校(国内の大学の 95.3%)が参加しており、その運営方針は、設置形態ごとの大学団体、認証評価機関、関係団体、有識者等からなる「大学ポートレート運営会議」で決定され、大学コミュニティによる自律的な運営が行われている。

(情報公表制度の見直しの背景)

情報公表については上述のような各種の仕組みの充実と各大学の取組によって進んできているものの、現在、法令上公表が義務化されている項目では、学生が実際にどのような知識や能力を修得し、大学が実際にどのような教育成果を上げたかなどの成果の確認ができないという指摘がある。実際、文部科

学省の調査¹²によると、学生の学びの質と水準に大きく関わる項目について、大学による取組状況に差が見られるところである。

この点については、入学前の情報提供が不十分で入学後に学生が失望するというミスマッチの問題なども指摘されている。学修者本位の観点からは、大学における情報公表においても、学生の学びの質と水準に関わる事項について、実際に学生が学ぶこととなる学位プログラム単位で公表していくことが必要であろう。

また、社会から広く有形無形の様々な支援を受けている大学は、社会の公器として、各種法令への適合性等について、認証評価等の外部からの評価を待つことなく、自ら積極的に情報公表していくことが求められる。それにより認証評価機関も、法令適合性等に係る外形的な評価を簡素化し、具体的な教育研究の改善に係る取組を重点的に評価することが可能になるものと考えられる。

大学ポートレートについては、国公立版については大学改革支援・学位授与機構が、私学版については日本私立学校振興・共済事業団がそれぞれ運営を担っているが、情報を提供するプラットフォームが異なるために、例えば取得可能な資格から大学検索する際に、国公立と私立を別々に検索し直す必要があるなど、必要な情報を容易に入手できないといった課題や、学生の学修成果や学位プログラム単位の教育成果、認証評価結果など、大学の教育研究の質に関わる重要な情報が必ずしも分かりやすく示されていないといった課題が指摘されている。社会の関心が学生の学修成果や学位プログラムの教育成果に向けられることのないまま、偏差値や就職実績に関するランキング等によって一面的に判断される傾向にあることは長年の課題であるが、その背景には、入学希望者や高校関係者をはじめとした大学に関する情報を求める人々にとって、有益な情報が分かりやすい形で提供されていない状況にあることは否めない。

なお、大学に関する情報を多様な観点から比較分析が可能な形で共通のプラットフォームを通じて提供することは、認証評価など質保証におけるデータ提供の手続きに関わるコストを大幅に削減し、各大学が教学マネジメントを確立し、学修者本位の教育というミッションを達成するための教学 I R (Institutional Research) において、それぞれの「強み」と「特色」の分析

¹² 「平成 30 年度の大学における教育内容等の改革状況について」では、大学による情報公表について、「卒業生の就職率」(89.0%)、「卒業生の主な就職先」(89.9%)、「入学者選抜の状況」(82.7%)、「シラパスの内容」(96.5%)等は多くの大学で公表されている一方で、「単位の取得状況」(10.6%)、「学生の学修時間」(33.6%)、「大学の教育研究活動に関する学生の満足度」(31.0%)、「教員一人当たりの学生数」(60.8%)等と、各大学によって取組状況に差が見られている。

やベンチマークを行う上でも有意義であると考えられる。また、全国学生調査¹³については、本格実施では、大学・学部単位で調査結果を公表すること、その際、結果の数値の羅列だけでなく、調査結果の見方等と併せて結果に関する各大学の取組を記載することにより、大学・学部間での順位付けではなく、各大学の強み・特色の発信につながるよう特段の工夫を行うこととされている。どのように公表を進めるかは、試行調査の結果も踏まえた検討が必要となるが、学生目線からの学修成果等に関する情報の公表は、「社会に開かれた質保証」を実現する上でも重要な取組である。

(情報公表制度の見直しの方向性)

これを踏まえ、情報公表に係る仕組みについては以下の観点で見直しを行うてはどうか。

現時点での情報公表制度に関する見直しの方向性

【作業チームで引き続きより具体的に検討】

【学修者本位の大学教育の実現】及び【社会に開かれた質保証の実現】

○大学における教育研究の質保証に資する情報公表について、どのような項目がどのような手法で公表されていることを担保することが適当か検討する（例 学校教育法施行規則、教学マネジメント指針、認証評価等）。

※例えば「教員一人あたりの学生数」の算定の際には Full Time Equivalent 換算で公表することも有益ではないか。また学生への説明責任という意味では「授業の方法や内容・授業計画」に関する情報として、対面・遠隔で設定している授業科目の数や割合を公表することも有益ではないか。

○認証評価における情報公表に関する評価を実施するに当たっては、「教学マネジメント指針」において

(1) 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

(2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例

のうち「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と整理されたものについては、当該指針

¹³ 「全国学生調査」は、学生の学びの実態を把握することにより、①各大学の教育改善に活かすこと、②我が国の大学に対する社会の理解を深める一助とすること、③今後の国における政策立案に際しての基礎資料として活用すること、④学生一人一人にとってこれまでの学びを振り返ることで今後の学修や大学生活をより充実したものにしてもらうことや、卒業後の社会における自らの姿を考える上での一つの契機としてもらうことを目的に、国が大学等の協力を得て、全国の大学生等を対象に実施する調査。令和4年度までの間試行調査を実施し、その後、本格実施とすることを予定している。

を踏まえて確認を行う方向で検討。

- 上記の情報について、より効果的・効率的に情報を利用者に届ける観点等から、「大学ポートレート」に分かりやすく掲載することを基本とするとともに、教学IRに生かす観点から、立地や分野等が共通する大学との間で比較（ベンチマークの提示）ができるよう改善する方向で検討。
- 各評価機関の評価結果を社会が利用しやすい形で一覧性を持って公表することを検討する。その際、設置計画履行状況等調査（AC）における指摘事項等も併せて公表することを検討する。（再掲）
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学に対して、法令適合性等に関する評価項目や評価手法を簡素化するなどの措置を可能とする。（再掲）

(4) その他

制度運用や周知等を含むその他の事項については、大学設置基準・設置認可審査、認証評価、情報公表等の見直しと合わせて、質保証システム全体のバランスの中で見直しを検討していく必要がある。作業チームにおける議論を踏まえ、今後検討を深化させていきたい。現時点では例えば以下のような事項が考えられるか。

現時点でのその他事項に関する見直しの方向性

【学修者本位の大学教育の実現】

○急速に広がった遠隔授業については、時間的・空間的な制約が緩和される一方で、質問等双方向のやり取りの機会が少ない等の学生の声も明らかになっていることから、授業の質保証及び新たな取組の促進の観点から一定のガイドラインを策定するとともに、教育課程等に係る特例を認める制度を新設する。

※学修者本位の観点から、大学教育における学生の関わり方についてどのように考えるか。

(学生参加の例)

- ・学生による授業アンケート結果を組織的に検討し、授業内容に反映する機会を設定
- ・学生企画型もしくは学生が参加する授業運営委員会を置く授業科目を開設

※各大学での学修時間の把握などを通じた学修の実質化に向けた取組を促進する方策としてどのようなことが考えられるか。

【客観性の確保】

○大学における実務家教員の定義の明確化を図る観点から、専門職大学で示している例も参考に、設置認可の教員審査における業績の考え方についてより具体的に周知する。

○大学・専門職大学の名称については設置基準上、原則、申請者の広い裁量が認められるものであることから、申請者側・審査側の負担軽減や審査の明確化を図るため、設置認可審査においてはこれを踏まえた適切な審査を求めつつ、申請者に対しては大学・専門職大学の名称に教育研究の内容が含まれている場合、大学が行う教育研究の内容を適切に表現したものとするように周知する。

○大学や他の機関、自治体等が有する施設等の共有について、学生や教員が使用希望する際に利用を可能とする、長期に渡り使用できるよう契約を行う等、教育研究上支障がないことを前提とした上で、施設等の共有が可能であることをわかりやすく周知する。

○各大学での創意工夫はもとより、大学団体や大学間で共同実施されているSD（スタッフ・ディベロップメント）・FD（ファカルティ・ディベロップメント）の取組等を把握・周知することで、SD・FDの充実を促進する。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

○設置認可審査を経て認められた分野の範囲内であれば、組織の改組や融合領域の創設含め、当該大学の判断で新たな学位プログラムを実施可能であることを周知する。

※大学の総収容定員の増を伴わない場合。また、学科以上の組織設置などに関して届出が必要。